

とちぎ高校生地域定着活動支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付するとちぎ高校生地域定着活動支援事業補助金(以下「補助金」という。)については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)、とちぎ高校生地域定着活動支援事業実施要綱(令和5(2023)年4月1日付地振第号。以下「要綱」という。)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 補助金の目的、交付の対象である事業の内容、その補助率又は補助額及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の目的	交付の対象である事業の内容	補助率又は限度額	交付の相手方
高校生等が市町と連携して行う地域の抱える課題解決に向けた取組に対して支援することで、高校生等の将来の地域定着を促進することを目的とする。	高校生等が概ね年間を通して実施する地域における活動に要する経費及び事業実施に必要な高校生等への周知や募集に要する経費	当該事業に要する経費の10分の10以内。ただし、県の事業期間における限度額は単年度当たり50万円を上限とする。	要綱第3条に定める市町

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
とちぎ高校生地域定着活動支援事業補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1	1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他知事が指定する書類	要綱の別記様式	1	知事が別に定める日

(交付条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（第5条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(軽微な変更)

第5条 第4条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業計画の主要な内容の変更
- (2) 事業費総額に係る県補助金の増又は30%以上の減
- (3) 事業費総額の30%以上の増減

(変更の承認)

第6条 第4条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記様式第1号）に変更の内容及び理由を記載し、必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
とちぎ高校生地域定着活動支援事業補助金状況報告書	規則の別記様式第2	1	1 事業実績書 2 収支精算書	要綱の別記様式	1	知事が別に定める日

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
とちぎ高校生地域定着活動支援事業補助金実績報告書	規則の別記様式第2	1	1 事業実績書 2 収支精算書 3 その他知事が指定する書類	要綱の別記様式	1	知事が別に定める日

(補助金の請求)

第9条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき 請求書の名称	様式	部 数	請求書に添付すべき 書類の名称	様式	部 数	提出期限
とちぎ高校生地 域定着活動支援 事業補助金交付 請求書	規則の 別記様 式第4	1	1 交付決定通知書の 写し 2 額の確定通知書の 写し	— —	1	知事が別に定め る日

(書類の整備等)

第10条 規則第23条で規定される帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5(2023)年4月3日から実施する。
- 2 この要領は、令和5(2023)年度分から令和7(2025)年度分までの補助金に適用する。